証券コード3947
2020年３月６日

株　主　各　位

名古屋市中区錦三丁目14番15号
ダイナパック株式会社
取締役社長　杉山　喜久雄

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のいずれかをご表示いただき、2020年３月23日（月曜日）午後５時25分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。**

敬　具

記

1. 日　　時　2020年３月24日（火曜日）午前10時
2. 場　　所　名古屋市中区錦三丁目15番30号
アパホテル〈名古屋錦〉エクセレント　４階「旭」
3. 目的事項
報告事項
1. 第58期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第58期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第1号議案　定款一部変更の件
第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件
第3号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第4号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第5号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第6号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第7号議案　取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

1. 事業報告、計算書類、連結計算書類および株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.dynapac-gr.co.jp/ir/news/index.html）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出や鉱工業生産の伸び悩みのほか、消費税率の引き上げにともなう個人消費への下押し影響も生じ、年後半にかけて足踏む状況に至りました。企業の設備投資は増加基調であるものの、製造業では減収予想に転じる動きもあり景況感も弱含みとなりました。海外経済においても、米国景気の好調は続いたものの、中国経済の減速、米中貿易摩擦の影響、英国のＥＵ離脱問題に加えて地政学的リスクも点在しており、不透明な状況が続きました。

段ボールの国内消費動向は、各需要分野において安定した状況が続きましたが、業界全体の年生産量はほぼ前年並みとなりました。

当社グループの国内段ボール販売数量は、主力分野の食料品では比較的堅調に推移したほか、通販分野での伸長もありましたが、自然災害による影響等により前年比97.8％となりました。

収益面では、2018年12月から鋭意取り組んできた製品価格の改定に関して、上半期においては原材料値上がりの先行負担による影響が残っていましたが、下半期においてはその効果が現れてきました。

海外事業については、中国での販売は米中貿易摩擦の影響を受けましたが、マレーシアにおける現地段ボールメーカーのグループ入りによる販売の増加や、ベトナムでの寄与により堅調に推移しました。

中長期的な経営施策としては、海外事業における成長戦略と国内事業における差別化戦略を推進してまいります。

マレーシア市場においては、2019年４月にグループ入りした現地段ボールメーカー（DYNAPAC GF（MALAYSIA）SDN.BHD.）で段ボール製造販売を本格化してまいります。ベトナムにおいては２拠点（ハノイ、ハイフォン）の設備増強を行い、現地で高まっている段ボール需要を取り込んでまいります。

ＳＰ（セールスプロモーション）事業部においては、デジタル印刷機やグループの総合力を活用し幅広いユーザーの販促資材需要を開拓してまいります。また、2020年１月にグループ化した㈱小倉紙器では特徴ある製品での差別化により、静岡地区における当社グループの存在感を高めてまいります。

新・中期経営計画達成に向けた構造改革においては、2018年７月にグループ入りした旭段ボール㈱を軸として、関東地区の段ボール製造拠点が連携し、適地生産推進による収益改善に注力してまいります。

以上の結果により、当社グループの業績は次のとおりとなりました。

〔連結〕

売上高	55,381百万円	前期比 104.3%
経常利益	835百万円	(前期は115百万円の経常損失)
親会社株主に帰属する当期純利益	558百万円	(前期は857百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)

セグメントの業績の状況は次のとおりであります。なお、セグメント業績の金額には、セグメント間取引が含まれております。

①包装材関連事業

当セグメントにおきましては、売上高は59,269百万円（前期比104.3%）、セグメント利益（営業利益）は296百万円（前期は526百万円のセグメント損失）となりました。

②不動産賃貸事業

当セグメントにおきましては、売上高は390百万円（前期比99.5%）、セグメント利益（営業利益）は325百万円（前期比100.0%）となりました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の金額は、総額1,388百万円であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金等および運転資金は、自己資金および借入金で賄っており、増資および社債発行による資金調達は行っておりません。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき事項はありません。

8. 対処すべき課題

今後の日本経済については、政府は基調判断を2019年８月から11月まで４ヵ月連続で悪化としているほか、一部では景気後退局面に入りつつあるとの見方も出てきており、予断を許さない状況が続くものと考えられます。

段ボールの需要は世界的に堅調に推移するほか、当期の国内の需要については業界全体では100.7%と予測されております。

段ボール原紙およびその原材料である段ボール古紙については、日本国内における供給環境や中国および東南アジアでの規制動向などの変化が予測されるため、その動向を注意深く観察してまいります。

このような環境において当社は、採算性の維持向上に取り組んでまいります。また、環境の変化に対応するために構造改革を完遂し、中長期視点での成長戦略および差別化戦略を遂行し競争力を高めるとともに、財務基盤やコーポレート・ガバナンスの維持強化に努め企業価値の向上を目指してまいります。

9. 財産および損益の状況

区　　分	第55期 2016年12月期	第56期 2017年12月期	第57期 2018年12月期	第58期(当期) 2019年12月期
売　上　高	46,592,757千円	49,752,587千円	53,085,554千円	55,381,152千円
経常利益又は経常損失(△)	1,436,011千円	654,776千円	△115,214千円	835,307千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	1,149,699千円	1,244,779千円	△857,974千円	558,834千円
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	23.27円	125.91円	△86.77円	56.52円
総　資　産	64,825,097千円	71,431,282千円	64,197,557千円	62,561,300千円
純　資　産	38,761,137千円	44,244,644千円	36,803,694千円	35,716,585千円

(注) 1. 第55期は、販売価格の維持と受注採算の改善による収益改善活動に加え、原燃料価格の低下も寄与し増益となりました。
2. 第56期は、燃料費等の上昇および主原材料価格の大幅な値上がりを受け、製品価格の改定に取り組みましたが、先行した主原材料価格の値上がりの影響が大きく、減益となりました。
3. 第57期は、主原材料価格の二次値上がりを受け、再度製品価格の改定に取り組みましたが、値上がりの影響を大きく受けたことに加え、業績悪化にともなう固定資産の減損損失により損失の計上となりました。
4. 第58期は、「Ⅰ企業集団の現況に関する事項　1. 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
5. 2017年７月１日付で普通株式５株を１株に併合しております。第56期の１株当たり当期純利益は、第56期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し算定しております。
6. 第56期において、第55期に行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第55期の経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、１株当たり当期純利益、総資産および純資産について暫定的な会計処理の確定の内容を反映しております。

10. 重要な子会社の状況（2019年12月31日現在）

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
	千円	%	
土岐ダイナパック株式会社	62,515	92.0	包装材関連事業
宮城ダイナパック株式会社	20,000	100.0	包装材関連事業
宇都宮ダイナパック株式会社	100,000	100.0	包装材関連事業
沼津ダイナパック株式会社	10,000	100.0	包装材関連事業
神原段ボール株式会社	90,000	100.0	包装材関連事業
多治見ダイナパック株式会社	60,000	100.0	包装材関連事業
クラウン紙工業株式会社	30,000	100.0	包装材関連事業
旭段ボール株式会社	150,000	100.0	包装材関連事業
泰納包装（蘇州）有限公司	1,000,000 (75,052千人民元)	100.0 (71.5)	包装材関連事業
DYNAPAC(HK)LTD.	26,617 (2,000千香港ドル)	100.0	包装材関連事業
泰納包装制品貿易(深圳)有限公司	29,755 (2,069千人民元)	100.0 (100.0)	包装材関連事業
DYNAPAC (M) SDN. BHD.	484,694 (12,756千マレーシアリンギット)	100.0	包装材関連事業
DYNAPAC GF (MALAYSIA)SDN.BHD.	190,820 (7,000千マレーシアリンギット)	100.0	包装材関連事業
DYNAPAC (HANOI) CO.,LTD.	755,796 (125,235,000千ベトナムドン)	100.0	包装材関連事業
DYNAPAC (HAIPHONG) CO.,LTD.	869,278 (169,629,436千ベトナムドン)	100.0	包装材関連事業
DYNAPAC PACKAGING TECHNOLOGY (PHILIPPINES) INC.	88,750 (36,000千フィリピンペソ)	100.0	包装材関連事業

（注）1. 議決権比率欄の（　）内は、間接所有割合で内数となっております。
2. 2019年４月１日付でGRAND FORTUNE CORPORATION SDN.BHD.の株式を取得したことにより子会社としております。なお、同社は2019年９月20日付でDYNAPAC GF (MALAYSIA) SDN.BHD.に社名を変更しております。

11. 主要な事業内容（2019年12月31日現在）

事業セグメント	事　業　内　容
包装材関連事業	段ボールシート、段ボールケース、印刷紙器、美粧段ボールケース、オフセット印刷物、プラスチックフィルム等の製造販売、機械設備等の販売
不動産賃貸事業	不動産の賃貸

12. 主要拠点等（2019年12月31日現在）

会　社　名	事業所・工場名	主要な事業	所　在　地
ダイナパック株式会社	本社	不動産賃貸事業	名古屋市中区
	東京営業所	包装材関連事業	東京都中央区
	みよし事業所	包装材関連事業	愛知県みよし市
	つくば事業所	包装材関連事業	茨城県つくば市
	川越事業所	包装材関連事業	埼玉県川越市
	静岡事業所	包装材関連事業	静岡県袋井市
	福島事業所	包装材関連事業	福島県福島市
	松本事業所	包装材関連事業	長野県松本市
	蟹江事業所	包装材関連事業	愛知県海部郡蟹江町
土岐ダイナパック株式会社	本社	包装材関連事業	岐阜県土岐市
	中津川工場	包装材関連事業	岐阜県中津川市
宮城ダイナパック株式会社	登米工場	包装材関連事業	宮城県登米市
	古川工場	包装材関連事業	宮城県大崎市
宇都宮ダイナパック株式会社		包装材関連事業	栃木県宇都宮市
沼津ダイナパック株式会社		包装材関連事業	静岡県沼津市
神原段ボール株式会社		包装材関連事業	愛知県常滑市
多治見ダイナパック株式会社		包装材関連事業	岐阜県多治見市
クラウン紙工業株式会社		包装材関連事業	埼玉県草加市
旭段ボール株式会社	本社	包装材関連事業	東京都中央区
	岩槻工場	包装材関連事業	埼玉県さいたま市
	厚木工場	包装材関連事業	神奈川県海老名市
泰納包装(蘇州)有限公司		包装材関連事業	中国　江蘇省蘇州市
DYNAPAC(HK)LTD.		包装材関連事業	中国　香港
泰納包装制品貿易(深圳)有限公司		包装材関連事業	中国　広東省深圳市
DYNAPAC (M) SDN. BHD.		包装材関連事業	SEREMBAN N.S.D.K. MALAYSIA
DYNAPAC GF (MALAYSIA) SDN. BHD.		包装材関連事業	MELAKA MALAYSIA
DYNAPAC (HANOI) CO.,LTD.		包装材関連事業	HANOI VIETNAM
DYNAPAC (HAIPHONG) CO.,LTD.		包装材関連事業	HAIPHONG VIETNAM
DYNAPAC PACKAGING TECHNOLOGY (PHILIPPINES) INC.		包装材関連事業	BATANGAS PHILIPPINES

13. 従業員の状況（2019年12月31日現在）

従　業　員　数	前　期　末　比
2,149名	162名増

（注）　上記人員には、臨時従業員387名は含めておりません。

14. 主要な借入先の状況（2019年12月31日現在）

借　入　先	借入金残高
	千円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	668,266
株式会社みずほ銀行	559,638
株式会社十六銀行	320,000
株式会社愛知銀行	180,000
三井住友信託銀行株式会社	120,000
農林中央金庫	120,000

Ⅱ　会社の株式に関する事項（2019年12月31日現在）

1. 発行済株式総数　　9,888,009株（自己株式434,582株を除く。）
2. 株主数　　2,353名
3. 単元株式数　　100株
4. 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
カゴメ株式会社	1,823	18.4
ダイナパック取引先持株会	932	9.4
株式会社三菱UFJ銀行	313	3.2
伊藤忠紙パルプ株式会社	289	2.9
丸紅紙パルプ販売株式会社	277	2.8
レンゴー株式会社	275	2.8
王子マテリア株式会社	272	2.8
第一生命保険株式会社	268	2.7
大王製紙株式会社	241	2.4
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	210	2.1

（注）1. 持株比率は自己株式を控除し算出しております。
2. 当社は自己株式434千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

5. その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

Ⅲ　会社の新株予約権等に関する事項

1．当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2019年12月31日現在）

⑴　2006年３月28日開催の第44期定時株主総会の決議によるもの

①新株予約権の数

10個（新株予約権１個につき200株）

②新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式　　2,000株

③新株予約権の発行価額

無償

④新株予約権の行使価額

１個あたり1,000円（１株あたり５円）

⑤新株予約権の行使期間

2006年５月１日から2036年４月30日まで

⑥当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	10個	2,000株	１名

⑵　2007年３月27日開催の第45期定時株主総会の決議によるもの

①新株予約権の数

11個（新株予約権１個につき200株）

②新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式　　2,200株

③新株予約権の発行価額

無償

④新株予約権の行使価額

１個あたり1,000円（１株あたり５円）

⑤新株予約権の行使期間

2007年５月１日から2036年４月30日まで

⑥当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	11個	2,200株	１名

⑶　2008年３月27日開催の第46期定時株主総会の決議によるもの
①新株予約権の数
　　12個（新株予約権１個につき200株）
②新株予約権の目的となる株式の種類および数
　　普通株式　　2,400株
③新株予約権の発行価額
　　無償
④新株予約権の行使価額
　　１個あたり1,000円（１株あたり５円）
⑤新株予約権の行使期間
　　2008年５月１日から2036年４月30日まで
⑥当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	12個	2,400株	１名

⑷　2009年３月26日開催の第47期定時株主総会の決議によるもの
①新株予約権の数
　　２個（新株予約権１個につき200株）
②新株予約権の目的となる株式の種類および数
　　普通株式　　400株
③新株予約権の発行価額
　　無償
④新株予約権の行使価額
　　１個あたり1,000円（１株あたり５円）
⑤新株予約権の行使期間
　　2009年５月１日から2036年４月30日まで
⑥当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	２個	400株	１名

2.　当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

Ⅳ　会社役員に関する事項

1.　取締役および監査役の氏名等（2019年12月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	杉　山　喜久雄	
代表取締役副社長	齊　藤　光　次	
取　締　役	大　山　英　男	常務執行役員　生産本部長
取　締　役	野　澤　政　司	常務執行役員　営業本部長
取　締　役	草　野　雅　夫	常務執行役員　経営企画本部長
取　締　役	深　井　靖　博	愛智法律事務所　弁護士
取　締　役	富　澤　　豊	有限会社富澤事務所　取締役社長
常勤監査役	仲野谷　公　美	
監　査　役	蟹　江　睦　久	
監　査　役	加　納　敏　孝	公認会計士加納会計事務所　所長 有限会社真栄ビジネス　代表取締役
監　査　役	児　玉　弘　仁	カゴメ株式会社　取締役常勤監査等委員

（注）1.　取締役の深井靖博氏および富澤豊氏は、社外取締役であります。
2.　監査役の蟹江睦久氏、加納敏孝氏および児玉弘仁氏は、社外監査役であります。
3.　当社は、取締役の深井靖博氏および富澤豊氏並びに監査役の加納敏孝氏を東京・名古屋両証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
4.　監査役の加納敏孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5.　当社は、会社法第427条第１項および当社定款に基づき、社外取締役および社外監査役の全員と、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

2.　取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支 給 額
取　締　役 （内社外取締役）	7名 （2名）	158,301千円 （7,800千円）
監　査　役 （内社外監査役）	4名 （3名）	21,279千円 （6,075千円）
合　　計 （内社外役員）	11名 （5名）	179,580千円 （13,875千円）

（注）1.　株主総会の決議による取締役に対する報酬限度額は、年額240百万円であります。（2004年９月30日開催の臨時株主総会決議）
2.　株主総会の決議による監査役に対する報酬限度額は、年額70百万円であります。（2004年９月30日開催の臨時株主総会決議）

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

①取締役深井靖博氏は、愛智法律事務所の弁護士を兼務しております。なお、当社と愛智法律事務所との間には取引関係はありません。

②取締役富澤豊氏は、有限会社富澤事務所の取締役社長を兼務しております。なお、当社と有限会社富澤事務所の間には取引関係はありません。

③監査役加納敏孝氏は、公認会計士加納会計事務所の所長および有限会社真栄ビジネスの代表取締役を兼務しております。なお、当社と公認会計士加納会計事務所および有限会社真栄ビジネスとの間には取引関係はありません。

④監査役児玉弘仁氏は、カゴメ株式会社の取締役常勤監査等委員を兼務しております。なお、当社とカゴメ株式会社との間には取引関係があります。

(2) 当期における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	深井靖博	当期開催の取締役会全て（12回）に出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。
社外取締役	富澤　豊	当期開催の取締役会全て（12回）に出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。
社外監査役	蟹江睦久	当期開催の取締役会全て（12回）に出席し、また、当期開催の監査役会全て（13回）に出席し、経験、見識に基づいて監査役の立場から必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	加納敏孝	当期開催の取締役会12回のうち11回に出席し、また、当期開催の監査役会13回のうち12回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	児玉弘仁	当期開催の取締役会全て（12回）に出席し、また、当期開催の監査役会13回のうち12回に出席し、経験、見識に基づいて監査役の立場から必要な発言を適宜行っております。

Ⅴ　会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

(1) 公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額

45,700千円

(2) 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

47,385千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

3. 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である収益認識に関する会計基準への対応に関する助言指導業務を委託し、対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合に株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

Ⅵ　会社の体制および方針

1．業務の適正を確保するための体制

⑴　取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①役員および従業員が法令および定款を遵守し実践するために行動指針の１つである「コンプライアンス」体制を浸透させるためのコンプライアンス･ガイドブックを役員を含む全従業員に配布し、研修等によりコンプライアンス・マインドの定着と高揚を図っております。

②法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見し、是正するためのグループ各社の役員および従業員を対象とした「公益通報者（社内通報）規程」に従い、運営しております。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）を、法令および社内規程に基づき保管しております。

②社内情報の管理については、「情報管理規程」および「個人情報保護規程」に従い、情報のセキュリティ体制を整えております。

⑶　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①事業活動におけるリスク管理を経営の最重要課題と認識し、「リスク管理基本規程」に定めた体制作りおよび本社における包括的・効率的リスクマネジメントの充実を図っております。

②防災体制を含む分類されたリスクの特定、評価、制御による管理を実施し、これらの状況を定期的に検証し、リスク管理の実効性を確保しております。

③リスク管理部門として、経営企画室が主幹となりリスクマネジメント委員会が関係部門と連携しこれに当たり、損失の危険のある重大な業務執行行為を発見したときは、取締役会、監査役会に報告する体制を整えております。

⑷　取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会は、取締役会規程に従い、適切な運営を確保し、原則月１回、その他必要に応じて随時開催し、適切な職務執行を実施し、意思疎通を図るとともに、相互の業務執行を監督しております。

②さらに、執行役員制度により、経営責任の明確化および意思決定と業務遂行のスピードアップを図り執行役員全員が出席する事業所長会議を原則３ヵ月に１回開催し、経営課題の審議と諸施策の遂行に努めております。

③社外取締役と監査役との情報交換会を原則四半期に１回開催し、社外取締役がその独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう努めております。

⑸　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

①関係会社管理規程を定め、経営企画室が主体となり、子会社の経営上の重要事項を事前承認するとともに原則３ヵ月に１回子会社社長会を開催し、経営管理を行っております。

②子会社の取締役会は、取締役会規程に従い適切な運営を確保し、原則３ヵ月に１回、その他必要に応じて随時開催し適切な職務執行を実施し、意思疎通を図るとともに相互の業務執行を監督しております。

⑹　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、必要な場合は、経営企画室等の本社各部門の従業員を監査役の補助者に任命することとし、その指揮命令権は監査役に属することとしております。

⑺　取締役、使用人等及び子会社の取締役、監査役、使用人等が監査役に報告をするための体制

①監査役は重要な会議に出席し、代表取締役および業務執行を担当する取締役が行う経営意思決定と業務執行状況を監査役会にて常にチェックできる体制を整えております。

②監査役への別に定めた報告事項一覧に基づき、取締役および従業員からの報告体制を整えております。

③当社グループの役員および従業員は、会社において法律違反行為、不正行為が行われていることを知ったときは、「公益通報者（社内通報）規程」に従い、直接または間接的に監査役に報告する体制を整えております。

⑻　監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社監査役へ報告した役員および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を役員および従業員に周知徹底しております。

⑼　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続き、その他の監査費用等の処理に関する事項

①監査の方針、監査の方法、監査の費用の予算について、監査役がその職務を遂行するうえで必要と認めた事項について、監査役会で決議しております。

②職務の執行のために生ずる費用について、監査役から費用の前払いの請求があれば、所定の手続きにより対応しております。

③職務の遂行上、緊急または臨時に支出した費用については、事後、当社に償還を請求することができる体制を整えております。

⑽　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役との定期協議の機会を設け、また、会計監査人および社外取締役、内部統制監査室とそれぞれ定期的に意見交換および情報の交換を行い緊密な連携をとっております。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備するほか、当事業年度におきましては、その基本方針に基づき以下を実施いたしました。

①月１回開催される定時取締役会は、グループ全体の事業の健全な発展と業務の適正化、経営課題等について討議しております。また、取締役会の決議があったとみなす書面決議が８回ありました。

②監査役会は13回開催され、代表取締役との意見交換を４回行いました。また、監査役は、取締役会ほか重要な会議に出席し、会計監査人および内部監査部門との情報交換や情報収集を行うなど、監査の実効性の確保に努めました。

③各部署の主要なメンバーにより構成されるリスクマネジメント委員会を４回開催し、全社的なリスクマネジメント推進にかかわる課題、対応策について協議を行いました。

④各部署の主要なメンバーにより構成される内部統制委員会を２回開催し、各部からの内部統制にかかわる報告・連絡事項や、内部統制監査の状況について協議を行いました。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

Ⅶ　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、今後の長期・安定的な事業展開に備え、企業体質の強化のために内部留保を高めつつ、株主各位に対して安定的かつ継続的な利益の還元を行うことを基本方針としております。

内部留保資金は、将来の企業価値の極大化に向けて、新規事業・生産設備等に投資するなど長期的視点で考えてまいります。

当期の期末配当金につきましては上記の方針を踏まえ、2020年２月６日開催の取締役会において１株につき50円とし、支払開始日を2020年３月９日とすることを決議いたしました。

（注）　本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（2019年12月31日現在）　　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**21,704,932**	**流動負債**	**19,396,416**
現金及び預金	1,997,725	支払手形及び買掛金	11,303,949
受取手形及び売掛金	16,399,025	電子記録債務	3,249,128
商品及び製品	916,966	短期借入金	810,126
仕掛品	265,264	1年内返済予定の長期借入金	358,800
原材料及び貯蔵品	1,709,976	未払法人税等	296,586
その他	453,239	賞与引当金	185,615
貸倒引当金	△37,265	その他	3,192,209
		固定負債	**7,448,298**
固定資産	**40,856,368**	長期借入金	843,027
有形固定資産	**21,475,314**	繰延税金負債	3,884,794
建物及び構築物	5,828,432	退職給付に係る負債	2,297,365
機械装置及び運搬具	5,721,011	資産除去債務	58,601
土地	8,965,124	その他	364,510
その他	960,746	**負債合計**	**26,844,715**
		（純資産の部）	
無形固定資産	**373,467**	**株主資本**	**29,011,299**
のれん	81,856	資本金	4,000,000
その他	291,610	資本剰余金	16,986,679
投資その他の資産	**19,007,586**	利益剰余金	8,983,979
投資有価証券	17,987,847	自己株式	△959,359
繰延税金資産	74,216	**その他の包括利益累計額**	**6,652,092**
その他	946,840	その他有価証券評価差額金	7,062,090
貸倒引当金	△1,317	為替換算調整勘定	△218,836
		退職給付に係る調整累計額	△191,161
		新株予約権	**8,370**
		非支配株主持分	**44,822**
		純資産合計	**35,716,585**
資産合計	**62,561,300**	**負債純資産合計**	**62,561,300**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年１月１日から 2019年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		55,381,152
売上原価		46,953,415
売上総利益		**8,427,736**
販売費及び一般管理費		8,073,956
営業利益		**353,780**
営業外収益		
受取利息	22,912	
受取配当金	293,079	
貸倒引当金戻入額	4,200	
持分法投資利益	13,431	
その他	246,014	579,637
営業外費用		
支払利息	24,573	
為替差損	30,607	
その他	42,929	98,110
経常利益		**835,307**
特別利益		
投資有価証券売却益	424,749	424,749
特別損失		
のれん減損損失	318,761	
投資有価証券評価損	127,654	446,415
税金等調整前当期純利益		**813,640**
法人税、住民税及び事業税	359,296	
法人税等調整額	△111,071	248,225
当期純利益		**565,415**
非支配株主に帰属する当期純利益		6,581
親会社株主に帰属する当期純利益		**558,834**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年１月１日から 2019年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年１月１日残高	4,000,000	16,986,679	8,936,408	△961,353	28,961,735
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△494,362		△494,362
親会社株主に帰属する当期純利益			558,834		558,834
自己株式の取得				△655	△655
自己株式の処分			△1,281	2,649	1,368
連結子会社の決算期変更に伴う増減			△15,619		△15,619
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	47,570	1,993	49,564
2019年12月31日残高	4,000,000	16,986,679	8,983,979	△959,359	29,011,299

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2019年１月１日残高	8,202,235	△136,009	△271,983	7,794,241	9,732	37,985	36,803,694
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△494,362
親会社株主に帰属する当期純利益							558,834
自己株式の取得							△655
自己株式の処分							1,368
連結子会社の決算期変更に伴う増減							△15,619
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,140,145	△82,826	80,822	△1,142,148	△1,362	6,837	△1,136,673
連結会計年度中の変動額合計	△1,140,145	△82,826	80,822	△1,142,148	△1,362	6,837	△1,087,109
2019年12月31日残高	7,062,090	△218,836	△191,161	6,652,092	8,370	44,822	35,716,585

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　16社

(2) 主要な連結子会社の名称　土岐ダイナパック株式会社
DYNAPAC(HANOI) CO.,LTD.
DYNAPAC(HAIPHONG)CO.,LTD.

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数　２社

(2) 持分法適用関連会社の名称　株式会社大成
DYNAPAC AND MALINTA
(PHILIPPINES)INC.

3. 連結の範囲の変更に関する事項

当社は、2019年４月１日にGRAND FORTUNE CORPORATION SDN.BHD.の株式を取得したことにともない、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

なお、GRAND FORTUNE CORPORATION SDN.BHD.は2019年９月20日付でDYNAPAC GF(MALAYSIA)SDN.BHD.に社名を変更しております。

4. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの　決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの　移動平均法による原価法

② たな卸資産

製品　主として総平均法に基づく原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕　　掛　　品　　主として個別法に基づく原価法または総平均法に基づく原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原　　材　　料　　主として総平均法に基づく原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。
建物及び構築物　　15～47年
機械装置及び運搬具　４～17年

②　無形固定資産（リース資産を除く）
定額法

⑶　重要な引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度に対応する額を計上しております。

⑷　退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上しております。

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑸　重要な外貨建資産または負債の本邦通貨への換算基準

在外子会社等の資産、負債、収益および費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑹　重要なヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の要件を満たした場合、特例処理が適用されます。

②　ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ取引

(ヘッジ対象)

借入金の利息

③　ヘッジ方針

金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④　ヘッジ有効性の評価の方法

金利スワップについては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

⑺　のれんの償却方法及び償却期間

のれんは５年間で均等償却することにしております。

⑻　消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(ＩＦＲＳ第16号「リース」の適用)

一部のＩＦＲＳ適用子会社は、当連結会計年度よりＩＦＲＳ第16号「リース」を適用しております。当該会計基準の適用にともない、従来連結計算書類の無形固定資産のその他に含めて記載しておりました土地使用権326,929千円につきましては、当連結会計年度より使用権資産として有形固定資産のその他に含めて記載しております。

また、その他の使用権資産およびリース債務を認識しておりますが連結計算書類におよぼす影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　平成30年２月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額　36,687,088千円

2. 連結会計年度末日満期手形の会計処理

連結会計年度末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって行っております。なお、当連結会計年度末日は金融機関が休日のため、当連結会計年度末日満期手形が次の科目に含まれております。

受取手形及び売掛金	249,229千円
支払手形及び買掛金	93,712千円
電子記録債務	64,395千円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	46,739千円
土地	136,863千円
投資有価証券	113,550千円
合計	297,152千円

(2) 担保に係る債務

支払手形及び買掛金	122,110千円
１年内返済予定の長期借入金	8,064千円
長期借入金	44,720千円
合計	174,894千円

（連結損益計算書に関する注記）

連結子会社であるDYNAPAC GF（MALAYSIA）SDN.BHD.に係るのれんについて、想定していた超過収益力が見込めなくなったことから、318,761千円をのれん減損損失として計上しております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　10,322,591株

2. 配当に関する事項

⑴ 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
2019年2月6日取締役会	普通株式	494,362	50	2018年12月31日	2019年3月4日

⑵ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年2月6日開催の取締役会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議いたしました。

①	配当の原資	利益剰余金
②	配当金の総額	494,400千円
③	1株当たり配当金	50円
④	基準日	2019年12月31日
⑤	効力発生日	2020年3月9日

3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び総数

普通株式　7,000株

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

⑴ 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備計画等に基づき資金繰り計画を立案し、必要な資金は銀行借入で調達しております。また、通常の事業活動においては、資金繰り予定表で資金の管理をし、短期的な運転資金については必要に応じて銀行借入で調達しております。

デリバティブ取引は、長期借入金の金利変動リスクを回避するために利用し投機的な取引は行わない方針であります。

⑵ 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しましては、定期的に顧客の信用状況を確認しているとともに、新規取引発生時においては顧客の信用状況について社内で審議および承認を徹底し、取引先ごとに限度額を設定し債権管理を行っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、これらは市場価格変動のリスクにさらされております。

営業債務である支払手形及び買掛金および電子記録債務の支払期日は１年以内となっております。

なお、営業債権、投資有価証券および営業債務の一部に外貨建のものが含まれており、為替変動リスクにさらされております。

資金調達については、短期借入金は営業取引および投資に伴う資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に伴う資金調達であります。デリバティブ取引の実行および管理については経理担当部門が実施しておりますが、リスクが極めて限定的であるため、取引に関する規定は特に設けておりません。なお、契約先は信用度の高い国内金融機関であり、相手先の契約不履行リスクはほとんどないと認識しております。

また、営業債務や資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）については、月次の資金繰り予定表を作成し、随時更新することにより管理しております。

⑶ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
⑴ 現金及び預金	1,997,725	1,997,725	－
⑵ 受取手形及び売掛金	16,399,025	16,399,025	－
⑶ 投資有価証券	17,789,273	17,789,273	－
資産計	36,186,023	36,186,023	－
⑴ 支払手形及び買掛金	11,303,949	11,303,949	－
⑵ 電子記録債務	3,249,128	3,249,128	－
⑶ 短期借入金	810,126	810,126	－
⑷ 未払法人税等	296,586	296,586	－
⑸ 長期借入金(※)	1,201,827	1,196,225	△5,601
負債計	16,861,617	16,856,016	△5,601
デリバティブ取引	－	－	－

(※)長期借入金には１年内返済予定分を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資　産

⑴ 現金及び預金、⑵ 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶ 投資有価証券

この時価について、株式は取引所の価格によっております。

負　債

⑴ 支払手形及び買掛金、⑵ 電子記録債務、⑶ 短期借入金

⑷ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑸ 長期借入金

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、返済期日までの期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式	198,574

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産⑶投資有価証券」には含めておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

当社は、東京都、名古屋市およびその他の地域において、賃貸用マンション、賃貸用倉庫および賃貸用地などを有しております。これら賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額および当連結会計年度末の時価は次のとおりであります。

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,463,754	△21,519	1,442,234	5,106,181

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額は減価償却費21,519千円等であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

また、賃貸等不動産に関する2019年12月期における損益は次のとおりであります。

（単位：千円）

連結損益計算書計上額			
賃貸収入	賃貸費用	差　額	その他損益
353,572	58,242	295,330	－

（注）　賃貸収入および賃貸費用は、賃貸料収入とこれに対応する費用（減価償却費、保険料、租税公課等）であり、それぞれ「売上高」および「売上原価」に計上しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	3,606円73銭
１株当たり当期純利益	56円52銭

（重要な後発事象に関する注記）

（譲渡制限付株式報酬制度の導入）

当社は、2020年２月６日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2020年３月24日開催予定の第58期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました。

１．本制度の導入の目的および条件

（１）導入の目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

（2）導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

本株主総会では、監査等委員会設置会社への移行にともない、別途ご承認をお願いする予定の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬枠の内枠で、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本制度に係る議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、すでに付与済みのものを除き、取締役に対するストック・オプション制度を廃止し、今後、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

2．本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けることとなります。

対象取締役に対して支給される金銭報酬の総額は、監査等委員会設置会社への移行にともない別途ご承認をお願いする予定の取締役(監査等委員である取締役を除きます。）の報酬枠の内枠で、年額40百万円以内とし、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年40,000株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行または処分される株式数を合理的な範囲で調整することができるものとします。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行または処分される当社の普通株式の１株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと

② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

貸借対照表

（2019年12月31日現在）　　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**17,382,661**	**流動負債**	**16,158,063**
現金及び預金	58,699	支払手形	152,234
受取手形	3,057,970	買掛金	8,885,779
売掛金	8,844,854	電子記録債務	3,249,128
商品及び製品	470,890	短期借入金	675,000
仕掛品	121,399	1年内返済予定の長期借入金	340,000
原材料及び貯蔵品	722,706	リース債務	10,931
短期貸付金	2,747,908	未払金	657,270
その他	1,872,209	未払費用	1,432,816
貸倒引当金	△513,978	未払法人税等	188,886
		預り金	160,351
固定資産	**38,781,468**	賞与引当金	129,983
有形固定資産	**15,423,002**	その他	275,680
建物	3,854,845	**固定負債**	**6,448,479**
構築物	128,886	長期借入金	770,000
機械及び装置	2,996,702	リース債務	70,517
車両運搬具	9,806	繰延税金負債	3,564,767
工具器具備品	304,055	退職給付引当金	1,794,503
土地	8,048,895	預り保証金	211,232
建設仮勘定	4,503	資産除去債務	37,457
リース資産	75,308	**負債合計**	**22,606,542**
無形固定資産	**243,807**	（純資産の部）	
借地権	73,206	**株主資本**	**26,505,946**
ソフトウェア	118,570	資本金	4,000,000
ソフトウェア仮勘定	39,849	資本剰余金	16,986,679
電話加入権	12,181	資本準備金	16,986,679
		利益剰余金	6,478,625
投資その他の資産	**23,114,658**	利益準備金	1,246,759
投資有価証券	17,682,185	その他利益剰余金	5,231,865
関係会社株式	2,705,483	固定資産圧縮積立金	1,547,156
出資金	563,117	別途積立金	9,160,000
関係会社出資金	1,422,238	繰越利益剰余金	△5,475,290
長期貸付金	1,728	自己株式	△959,359
関係会社長期貸付金	540,000	**評価・換算差額等**	**7,043,272**
従業員に対する長期貸付金	5,700	その他有価証券評価差額金	7,043,272
長期前払費用	95,656	**新株予約権**	**8,370**
保証金	105,777	**純資産合計**	**33,557,588**
破産更生債権等	3,400		
その他	7,935		
貸倒引当金	△18,565		
資産合計	**56,164,130**	**負債純資産合計**	**56,164,130**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年１月１日から 2019年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		36,864,512
売上原価		31,587,743
売上総利益		**5,276,769**
販売費及び一般管理費		5,371,324
営業損失		**94,555**
営業外収益		
受取利息及び配当金	432,755	
その他	112,575	545,331
営業外費用		
支払利息	12,530	
貸倒引当金繰入額	223,228	
為替差損	26,511	
その他	24,909	287,180
経常利益		**163,595**
特別利益		
投資有価証券売却益	424,749	424,749
特別損失		
関係会社株式評価損	380,698	
投資有価証券評価損	126,978	507,677
税引前当期純利益		**80,667**
法人税、住民税及び事業税	173,808	
法人税等調整額	△151,697	22,111
当期純利益		**58,556**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年１月１日から 2019年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
2019年1月1日残高	4,000,000	16,986,679	16,986,679	1,246,759	1,582,507	9,160,000	△5,073,553	6,915,713
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△494,362	△494,362
当期純利益							58,556	58,556
自己株式の取得								
自己株式の処分							△1,281	△1,281
固定資産圧縮積立金の取崩					△35,350		35,350	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△35,350	－	△401,736	△437,087
2019年12月31日残高	4,000,000	16,986,679	16,986,679	1,246,759	1,547,156	9,160,000	△5,475,290	6,478,625

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2019年1月1日残高	△961,353	26,941,040	8,199,967	8,199,967	9,732	35,150,739
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△494,362				△494,362
当期純利益		58,556				58,556
自己株式の取得	△655	△655				△655
自己株式の処分	2,649	1,368				1,368
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△1,156,695	△1,156,695	△1,362	△1,158,057
事業年度中の変動額合計	1,993	△435,093	△1,156,695	△1,156,695	△1,362	△1,593,151
2019年12月31日残高	△959,359	26,505,946	7,043,272	7,043,272	8,370	33,557,588

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品	総平均法に基づく原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
仕掛品	個別法に基づく原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
原材料	総平均法に基づく原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物	15～47年
機械及び装置	4 ～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

(3) リース資産

定額法

なお、リース開始日が2008年12月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度に対応する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の要件を満たした場合、特例処理が適用されます。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ取引

(ヘッジ対象)

借入金の利息

(3) ヘッジ方針

金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性の評価

金利スワップについては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	4,605,643千円
短期金銭債務	446,196千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　25,844,996千円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券	113,550千円

(2) 担保に係る債務

買掛金	122,110千円

4. 保証債務

子会社の銀行借入金等に対する保証債務

DYNAPAC(M)SDN.BHD.	115,944千円(4,360千マレーシアリンギット)
	27,390千円(　250千米ドル)
DYNAPAC(HAIPHONG)CO.,LTD.	287千円　(2千米ドル)

5. 期末日満期手形の会計処理

決算期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって行っております。なお、当事業年度の末日は金融機関が休日のため、当期末日満期手形が次の科目に含まれております。

受取手形	147,217千円
支払手形	744千円
電子記録債務	64,395千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

売上高	951,648千円
仕入高	2,279,044千円
その他の営業取引高	137,301千円
営業取引以外の取引高	53,804千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	434,582株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	14,041千円
貸倒引当金	167,506千円
賞与引当金	39,774千円
退職給付引当金	651,025千円
減損損失	573,280千円
投資有価証券評価損	433,332千円
関係会社株式評価損	535,601千円
その他	71,388千円
繰延税金資産小計	2,485,951千円
評価性引当額	△2,288,887千円
繰延税金資産合計	197,064千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△699,354千円
その他有価証券評価差額金	△3,061,816千円
その他	△661千円
繰延税金負債合計	△3,761,831千円
繰延税金負債の純額	△3,564,767千円

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

リース取引開始日が2008年12月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

（借主側）

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	機械及び装置	合　計
取得価額相当額	265,032千円	265,032千円
減価償却累計額相当額	265,032千円	265,032千円
期末残高相当額	－千円	－千円

取得価額相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。

2. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	14,724千円
減価償却費相当額	14,724千円

3. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（減損損失について）

リース資産に配分された減損損失はありません。

（貸主側）

1. リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高

	建　物	構築物	合　計
取得価額	611,887千円	8,112千円	620,000千円
減価償却累計額	247,075千円	8,112千円	255,188千円
期末残高	364,811千円	0千円	364,811千円

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	13,628千円
1 年 超	431,279千円
合　計	444,907千円

3. 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額

受取リース料	12,787千円
減価償却費	19,378千円
受取利息相当額	30,098千円

4. 利息相当額の算定方法

リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

オペレーティング・リース取引

（貸主側）

未経過リース料期末残高

1年以内	228,738千円
1 年 超	2,852,541千円
合　　計	3,081,279千円

（関連当事者との取引に関する注記）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主（法人）	カゴメ㈱	名古屋市中区	百万円 19,985	調味食品、保存食品、飲料、その他の食品の製造・販売種苗、青果物の仕入・生産・販売	所有 直接 5.0 被所有 直接 18.4	製品の販売 役員の兼任（注）2	段ボール、印刷紙器製品等の販売（注）1	3,106,451	売掛金	1,080,793

（注）1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等
上記の取引のうち、段ボール、印刷紙器製品等の販売については市場価格、総原価を勘案して、価格交渉の上決定しております。
取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. カゴメ㈱の取締役常勤監査等委員1名は、当社の社外監査役を兼任しております。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	土岐ダイナパック㈱	岐阜県土岐市	千円 62,515	包装資材の製造・販売	所有 92	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付(注)	資金の貸付 1,788,000 資金の回収 1,956,000 利息の受取 3,105	短期貸付金 その他の流動資産	97,000 238
	神原段ボール㈱	愛知県常滑市	千円 90,000	包装資材の製造・販売	所有 100	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付(注)	資金の貸付 600,000 資金の回収 687,000 利息の受取 703	短期貸付金 その他の流動資産	17,000 64
	多治見ダイナパック㈱	岐阜県多治見市	千円 60,000	包装資材の製造・販売	所有 100	資金の貸付	資金の貸付(注)	資金の回収 37,000 利息の受取 8,505	長期貸付金 その他の流動資産	540,000 705
	クラウン紙工業㈱	埼玉県草加市	千円 30,000	包装資材の製造・販売	所有 100	資金の貸付	資金の貸付(注)	資金の貸付 1,766,300 資金の回収 1,724,000 利息の受取 6,003	短期貸付金 その他の流動資産	344,800 531
	DYNAPAC (HAIPHONG) CO.,LTD.	HAIPHONG VIETNAM	百万ﾍﾞﾄﾅﾑﾄﾞﾝ 169,629	包装資材の製造・販売	所有 100	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付(注)	資金の貸付 1,036,596 資金の回収 1,144,338 利息の受取 11,974	短期貸付金 その他の流動資産	1,018,908 10,265
	DYNAPAC PACKAGING TECHNOLOGY(PHILIPPINES)INC.	BATANGAS PHILIPPINES	千ﾌｨﾘﾋﾟﾝﾍﾟｿ 36,000	包装資材の製造・販売	所有 100	資金の貸付	資金の貸付(注)	貸倒引当金の計上 14,000	短期貸付金 貸倒引当金 その他の流動資産	247,824 242,000 3,691
	DYNAPAC (M)SDN.BHD.	SEREMBAN N.S.D.K. MALAYSIA	千マレーシアリンギット 12,756	包装資材の製造・販売	所有 100	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付(注)	資金の貸付 791,578 資金の回収 149,272 貸倒引当金の計上 71,000 利息の受取 7,514	短期貸付金 貸倒引当金 その他の流動資産	772,398 122,000 7,819
	DYNAPAC GF (MALAYSIA) SDN.BHD.	MELAKA MALAYSIA	千マレーシアリンギット 7,000	包装資材の製造・販売	所有 100	資金の貸付	資金の貸付(注)	資金の貸付 142,428 貸倒引当金の計上 142,428 利息の受取 557	短期貸付金 貸倒引当金 その他の流動資産	142,428 142,428 557

（注）　子会社に対する貸付金は、それぞれの会社の資金繰りを考慮し必要に応じて随時運転資金として貸付けているものであり、資金調達の安定化および調達コストの低減を目的として行っているものであります。なお、金利につきましては当社が調達する際の市場金利を勘案して合理的に決定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	3,392円92銭
１株当たり当期純利益	５円92銭

（重要な後発事象に関する注記）

連結計算書類の重要な後発事象に関する注記に記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年２月19日

ダイナパック株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀧沢宏光 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	髙橋正伸 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近藤巨樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ダイナパック株式会社の2019年１月１日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイナパック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年２月19日

ダイナパック株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人　ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　瀧　沢　宏　光　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　髙　橋　正　伸　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　近　藤　巨　樹　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ダイナパック株式会社の2019年１月１日から2019年12月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、　当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び各部門からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、主要な子会社及びその工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年２月20日

ダイナパック株式会社　監査役会

常勤監査役　仲野谷　公　美　㊞

監　査　役　蟹　江　睦　久　㊞

監　査　役　加　納　敏　孝　㊞

監　査　役　児　玉　弘　仁　㊞

（注）　監査役蟹江睦久、監査役加納敏孝および監査役児玉弘仁は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第29条を変更するものであります。なお、現行定款第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 自己の株式の取得について、現行定款第39条（変更案第34条）に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができるため、現行定款第７条の削除を行うものであります。

(4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分であります。）

現行定款	変更案
（目的） 第２条 当会社は、下記の業務を営むことを目的とする。 1.紙器、紙加工品およびその材料の製造、仕入ならびに販売 2.総合包装資材およびその材料の製造、仕入ならびに販売 3.印刷、製本およびそれらの製造、仕入ならびに販売 4.前各号に関する機械設備の製作、販売、リースならびに技術指導 5.製紙原料の仕入ならびに販売 6.家具、木型の製造、仕入ならびに販売 7.室内装飾および造作工事 8.不動産の賃貸および駐車場の経営 9.前各号に附帯又は関連する一切の業務	（目的） 第２条 当会社は、下記の業務を営むことを目的とする。 1.紙器、紙加工品およびその材料の製造、仕入ならびに販売 2.総合包装資材およびその材料の製造、仕入ならびに販売 3.印刷、製本およびそれらの製造、仕入ならびに販売 4.前各号に関する機械設備の製作、販売、リースならびに技術指導 5.製紙原料の仕入ならびに販売 6.家具、木型の製造、仕入ならびに販売 7.室内装飾および造作工事 8.不動産の賃貸および駐車場の経営 9.前各号に附帯または関連する一切の業務
（機関） 第４条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	（機関） 第４条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 ＜削除＞ (3) 会計監査人
（自己の株式の取得） 第７条 当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	＜削除＞
第８条～第18条　＜条文省略＞	第７条～第17条　＜条数変更＞

現行定款	変更案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、18名以内とする。	(取締役の員数) 第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、18名以内とする。
＜新設＞	②当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
(取締役の選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。	(取締役の選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して選任する。
②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	＜現行どおり＞
③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	＜現行どおり＞
＜新設＞	④当会社は、会社法第329条第3項の規定により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになるときに備えて補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
＜新設＞	⑤前項の補欠の監査等委員である取締役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現行定款	変更案
（取締役の任期） 第21条 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
＜新設＞	②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
＜新設＞	③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役および役付取締役） 第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。	（代表取締役および役付取締役） 第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。
②取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。	＜現行どおり＞
第23条～第24条　＜条文省略＞	第22条～第23条　＜条数変更＞

現行定款	変更案
（取締役会の招集通知） 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
第26条～第27条　＜条文省略＞	第25条～第26条　＜条数変更＞
（取締役の報酬等） 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して定める。
＜新設＞	（重要な業務執行の決定の委任） 第28条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

現行定款	変更案
（社外取締役との責任限定契約） 第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（非業務執行取締役との責任限定契約） 第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役および監査役会	＜削除＞
（監査役の員数） 第30条 当会社の監査役は、４名以内とする。	＜削除＞
（監査役の選任方法） 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	＜削除＞
（監査役の任期） 第32条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②任期満了前に退任した監査役の、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	＜削除＞

現行定款	変更案
（常勤の監査役） 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	＜削除＞
（監査役会の招集通知） 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	＜削除＞
（監査役会規程） 第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	＜削除＞
（監査役の報酬等） 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	＜削除＞
（社外監査役との責任限定契約） 第37条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。	＜削除＞

現行定款	変更案
＜新設＞	第５章　監査等委員会
＜新設＞	（常勤の監査等委員） 第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
＜新設＞	（監査等委員会の招集通知） 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
＜新設＞	（監査等委員会規程） 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第38条～第41条　＜条文省略＞	第33条～第36条　＜条数変更＞

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社に移行いたしますとともに、取締役７名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役２名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	すぎやま　きくお 杉　山　喜久雄 （1955年７月18日生）	1978年４月　カゴメ㈱入社 2010年４月　可果美（杭州）食品有限公司 董事長兼総経理 2014年１月　カゴメ㈱執行役員 2014年３月　当社入社 2014年３月　当社取締役常務執行役員 2016年１月　当社代表取締役（現任） 当社取締役社長（現任）	14,400株
	【取締役候補者とした理由】 杉山喜久雄氏は、代表取締役として強いリーダーシップを発揮し、会社の成長、存在感および信頼性向上のため経営の様々な課題に取り組み、当社の発展と企業価値向上に貢献しており、当社取締役として適任であると判断し取締役候補者としております。		
2	さいとう　こうじ 齊　藤　光　次 （1958年１月17日生）	1988年７月　日本ハイパック㈱入社 1990年12月　同社取締役監査室長 1992年12月　同社常務取締役 1996年６月　同社代表取締役副社長 2000年６月　同社専務取締役 2002年６月　同社代表取締役副社長 2004年６月　同社代表取締役社長 2005年１月　当社代表取締役（現任） 当社取締役副社長（現任）	148,332株
	【取締役候補者とした理由】 齊藤光次氏は、2005年から代表取締役を務めており、国内外の当社グループ経営の経験も豊富で、当業界にも精通していることから、当社取締役として適任であると判断し取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	草野 雅夫（くさの まさお） （1955年６月24日生）	1979年４月 ㈱東海銀行（現㈱三菱UFJ銀行）入行 2008年12月 当社入社 2013年３月 当社執行役員経営企画本部経理部長 2016年１月 当社執行役員経営企画本部副本部長 2017年１月 当社執行役員経営企画本部長 2017年３月 当社取締役執行役員経営企画本部長 2018年３月 当社取締役常務執行役員経営企画本部長（現任）	2,000株
	【取締役候補者とした理由】 草野雅夫氏は、国内外の財務・経理分野における幅広い経験と、経営戦略全般に関する経験・実績・知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し取締役候補者としております。		
4	大山 英男（おおやま ひでお） （1957年３月２日生）	1975年３月 当社入社 2012年３月 当社執行役員みよし事業所長 2013年１月 当社執行役員生産本部副本部長 2014年１月 当社執行役員生産本部長 2014年３月 当社取締役執行役員生産本部長 2018年３月 当社取締役常務執行役員生産本部長（現任）	3,100株
	【取締役候補者とした理由】 大山英男氏は、当社入社以来、生産部門の業務に従事し、現在は生産本部長として生産全般について担当しております。事業所運営および子会社経営の豊富な経験を通じて、経営全般の知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し取締役候補者としております。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当および
重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社株式の
数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>野澤　政司
（のざわ　まさし）
（1958年８月14日生）</td><td>1983年10月　日本ハイパック㈱入社
2014年３月　当社執行役員営業本部副本部長
2016年１月　当社執行役員営業本部長
2016年３月　当社取締役執行役員営業本部長
2018年３月　当社取締役常務執行役員営業本部長（現任）</td><td>3,600株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
野澤政司氏は、当社入社以来、営業部門の業務に従事し、現在は営業本部長として営業全般について担当しております。豊富な営業経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し取締役候補者としております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">※
6</td><td>篠岡　尚久
（しのおか　なおひさ）
（1960年11月９日生）</td><td>1985年４月　カゴメ㈱入社
2006年６月　同社生産調達本部生産部長
2012年４月　同社経営企画本部財務経理部長
2017年10月　同社部長カゴメアクシス㈱代表取締役社長就任
2018年４月　同社執行役員カゴメアクシス㈱代表取締役社長
2019年10月　当社入社
2019年10月　当社常勤顧問社長補佐
2020年１月　当社常務執行役員経営企画本部副本部長（現任）</td><td>100株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
篠岡尚久氏は、会社の経営を通じた豊富な経験と幅広い知識に加え、財務・経理分野における経験、実績および知見を有していることから、取締役として適任であると判断し取締役候補者としております。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当および
重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社株式の
数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>深井　靖博
（ふかい　やすひろ）
（1959年１月30日生）</td><td>1986年４月　名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）登録
1986年４月　鈴木大場合同法律事務所（現大場鈴木堀口合同法律事務所）入所
1991年４月　米国ニューヨーク州弁護士登録
2004年９月　愛智法律事務所開設　弁護士（現任）
2017年３月　当社社外取締役（現任）
「重要な兼職の状況」
愛智法律事務所　弁護士</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由】
深井靖博氏は、弁護士としての豊富なキャリアと企業法務に係る高い専門的知見を有しており、当社グループの経営に対して専門的な観点からの助言や業務執行に対する適切な監督を頂いており、社外取締役として適任であると判断し社外取締役候補者としております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>富澤　豊
（とみざわ　ゆたか）
（1963年12月23日生）</td><td>1987年４月　㈱リクルート入社
2002年７月　㈲富澤事務所設立　取締役社長（現任）
2004年４月　浜松大学経営情報学部助教授
2011年４月　浜松大学ビジネスデザイン学部教授
2011年４月　浜松大学ビジネスデザイン学部経営情報副学科長
2014年４月　常葉大学経営学部副経営学科長
2017年３月　当社社外取締役（現任）
「重要な兼職の状況」
㈲富澤事務所　取締役社長</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由】
富澤豊氏は、マーケティング分野において、企業に対するコンサルティングや大学教授を含む幅広い経験と知見により、当社の経営体制の強化・充実を図るため、経営全般に対して助言・提言を頂いており、社外取締役として適任であると判断し社外取締役候補者としております。</td></tr>
</table>

（注）1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 深井靖博氏および富澤豊氏は社外取締役候補者であります。
3. 深井靖博氏および富澤豊氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ３年であります。
4. 当社は深井靖博氏および富澤豊氏と会社法第427条第１項および当社定款に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏と責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、深井靖博氏および富澤豊氏を東京・名古屋両証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
※ 篠岡尚久氏は新任取締役候補者であります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	なかのや　まさみ 仲野谷　公美 （1957年９月８日生）	1980年３月　当社入社 2004年12月　蘇州太陽包装有限公司（現泰納包装（蘇州）有限公司）総経理 2007年３月　当社執行役員営業企画部長 2011年３月　当社取締役執行役員海外事業本部長 2014年６月　当社取締役執行役員DynapacPackagingTechnology(Philippines)Inc.President 2016年３月　当社常勤監査役（現任）	5,300株
	【取締役監査等委員候補者とした理由】 仲野谷公美氏は、当社の海外統括部門および経営企画部門での経験を通じ、会社経営等における豊富な経験を有し、これらの実績に基づき現在常勤監査役の立場として当社の業務執行に対する適切な助言や監督を頂いていることから、当社監査等委員である取締役として適任であると判断し、取締役監査等委員候補者としております。		
2	こだま　ひろひと 児玉　弘仁 （1959年３月22日生）	1981年４月　カゴメ㈱入社 2006年６月　同社執行役員 2008年６月　同社取締役執行役員 2011年６月　同社取締役常務執行役員 2018年３月　同社取締役常勤監査等委員（現任） 2018年３月　当社社外監査役（現任） 「重要な兼職の状況」 カゴメ㈱取締役常勤監査等委員	－株
	【社外取締役監査等委員候補者とした理由】 児玉弘仁氏は、会社経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、客観的かつ中立的な立場で取締役の職務執行を監査して頂いており、当社監査等委員である取締役として適任であると判断し、社外取締役監査等委員候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※3	松若（まつわか） 恵理子（えりこ） （1978年７月25日生）	2000年10月　中央青山監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人）大阪事務所入所 2004年４月　公認会計士登録 2005年11月　日本郵船㈱入社 2017年１月　㈱Stand by C Women設立 代表取締役社長（現任） 「重要な兼職の状況」 ㈱Stand by C Women　代表取締役社長	－株
	【社外取締役監査等委員候補者とした理由】 松若恵理子氏は、公認会計士として企業会計に精通し、企業経営を統括する十分な見識を有しており、当社監査等委員である取締役として適任であると判断し、社外取締役監査等委員候補者としております。		

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 児玉弘仁氏および松若恵理子氏は、社外取締役候補者であります
3. 松若恵理子氏は東京・名古屋両証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合、独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は児玉弘仁氏と会社法第427条第１項および当社定款に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏と責任限定契約を継続する予定であります。また、松若恵理子氏の選任が承認された場合、同氏と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 仲野谷公美氏が取締役監査等委員に選任された場合、「第１号議案　定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は同氏と会社法第427条第１項および当社定款に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
※　松若恵理子氏は新任社外取締役監査等委員候補者であります。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令で定める員数の要件を欠くこととなるときに備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
かのう　としたか 加納敏孝 （1949年３月６日生）	1983年８月　大竹・加納会計事務所開業登録 1989年４月　創和監査法人　代表社員就任 1992年４月　公認会計士加納会計事務所開業登録 1992年４月　公認会計士加納会計事務所所長（現任） 1992年４月　㈲真栄ビジネス　代表取締役就任（現任） 1994年12月　日本ハイパック㈱監査役 2005年１月　当社社外監査役（現任） 「重要な兼職の状況」 公認会計士加納会計事務所　所長 ㈲真栄ビジネス　代表取締役	200株
【補欠の社外取締役監査等委員とした理由】 加納敏孝氏は、公認会計士としての専門的知見と豊富な経験を有しており、その専門的見地から積極的な意見または提言を頂くなど、現在も当社の社外監査役として適切な職責を果たしており、当社補欠の監査等委員である取締役として適任であると判断し、補欠の社外取締役監査等委員候補者としております。		

（注）1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 加納敏孝氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社は加納敏孝氏と会社法第427条第１項および当社定款に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏と責任限定契約を継続する予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2004年９月30日開催の臨時株主総会において「年額240百万円以内」としてご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、「年額240百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）」と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は７名（うち社外取締役２名）でありますが、第１号議案および第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は８名（うち社外取締役２名）となります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社の監査役の報酬等の額は、2004年９月30日開催の臨時株主総会において「年額70百万円以内」としてご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、「年額70百万円以内」と定めることとさせていただきたいと存じます。

現在の監査役は４名でありますが、第１号議案および第３号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第５号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしております報酬枠の内枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額40百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

対象取締役の員数は、第１号議案「定款一部変更の件」および第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、６名となります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年40,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。その概要は次のとおりであります。

(1)　対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2)　対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3)　上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)　当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)　上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6)　上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7)　本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

株主総会会場ご案内図

株主総会は、アパホテル〈名古屋錦〉エクセレント　４階「旭」で開催いたしますので、下記案内図をご参照ください。

付近見取図

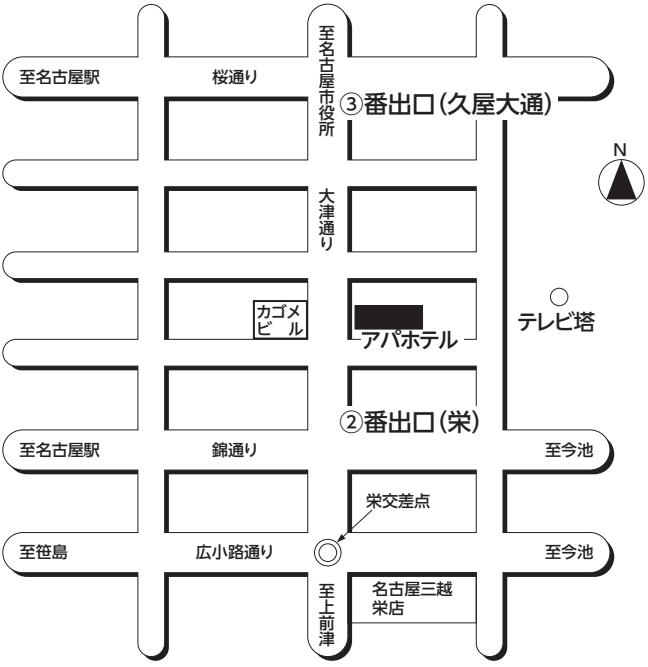

⑴　株主総会会場に駐車場はございませんので、あらかじめご了承ください。
⑵　地下鉄東山線「栄」駅下車　②番出口より徒歩約１分
　　地下鉄桜通線「久屋大通」駅下車　③番出口より徒歩約３分

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。